

平成17年(2005年)8月19日

姫路市長 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾英文

外部提供及び本人通知に関する意見について(答申)

平成17年7月15日付個人情報保護審議会付議申請書により諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 外部提供(目的外の提供)の適否について

- (1) 刑事訴訟法第197条第2項では、捜査機関は、捜査について公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めると定められていますが、当該規定は、実施機関(姫路市長)に対し無条件に報告義務を負わせるものではありません。しかし、個人情報の当初の収集目的にかかわらず、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要であると解されます。
- (2) したがって、照会の内容等が次の要件、「個人情報を回答しなければ、捜査の目的を達成することが困難な場合であり、かつ、回答する当該個人情報の内容、捜査の目的その他の事情から判断して、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合」に該当する場合には、当該照会に対し回答してもよいと考えます。
- (3) そこで、本件事案(平成17年6月17日付照会)については、照会に至った経緯や被照会者の状況が明確であり、かつ、照会事項に被照会者の病歴等に関する情報いわゆるセンシティブ情報が含まれておらず、上記(2)の要件を満たすと解されますので、当該照会に対し回答してもよいと考えます。
- (4) 参考資料として添付されている平成16年6月15日付照会など本件事案と同一の類型に該当する場合は、今後、審議会の意見を聴かずに回答してもよいと考えます。また、平成16年9月21日付照会については、照会に至った経緯や被照会者の状況が明確ではないため、上記(2)の要件を満たしていないと考えます。

2 本人通知の省略について

本照会は、刑事事件の捜査に関する事務に基づくものであり、当該照会があった旨を本人に通知することで当該事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると考えられます。したがって、本人への通知については、不要であると考えます。